

環境指導課

ア 廃棄物関係業務

廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に区別され、それぞれ処理する者が異なります。産業廃棄物は、事業者責任のもと、排出事業者や産業廃棄物処理業者が処理を行っています。日常生活から排出されるごみやし尿等の一般廃棄物については、市町村が定めた一般廃棄物処理計画に従い市町村が処理しています。

廃棄物については、それらの発生抑制や再生利用の促進など循環型社会構築を推進するため、現在まで廃棄物の種類に応じた様々なリサイクル法が制定されています。びんや缶、ペットボトル、トレー等の容器包装については「容器包装リサイクル法（平成9年4月施行）」により、エアコンやテレビ、電気冷蔵庫・冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機の家電製品については「家電リサイクル法（平成13年4月施行）」により、家庭系パソコンについては「資源有効利用促進法（平成15年10月施行）」によりリサイクルが推進されています。また、廃自動車についても「使用済み自動車の再資源化等に関する法律（平成15年1月施行）」により、適正な引き取り及び引き渡し並びに再資源化が推進されています。これらのリサイクル等の進展により産業廃棄物の発生量は、年々減少しています。さらに、平成25年4月から小型家電リサイクル法が施行され、携帯電話等小型家電廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用の確保を図っています。

当課では、環境衛生指導員及び警察官 OB の廃棄物不法投棄等対策専門員が廃棄物の不適正処理防止のため指導等のパトロールを行っています。また、産業廃棄物処理業者を対象とした処理業者講習会の開催や警察と連携して、鞍手地区、嘉穂地区及び田川地区の3か所での、産業廃棄物運搬車両を対象としたマニフェスト検問を実施しています。

廃棄物の不法投棄や野外焼却等の不適正処理に対しては、保健福祉環境事務所や警察署、市町村等を構成メンバーとして設置した「直鞍地区、嘉穂地区及び田川地区の各不適正処理防止連絡協議会」を毎年開催し、廃棄物の不適正処理事案等に係る協議及び情報交換を行うことにより、迅速かつ適切な対応に努めています。

また、夜間及び休日については、管内の巡回及び要監視事業場の監視を民間警備会社に委託して実施し、不適正処理の早期発見と関係機関への情報提供を行っています。

廃棄物処理関係許可状況

(平成27年3月31日現在)

産業廃棄物					特別管理産業廃棄物					一般廃棄物			他		
処理施設		処理業			処理施設		処理業			自治体・一部事務組合設置処理施設			民間設置施設	再生事業者登録	
中間処理	最終処分		収集運搬業	処分業		中間処理	最終処分	収集運搬業	処分業		し尿処理施設	ごみ処理施設			埋立処分地
	安定型	管理型		中間	最終				中間	最終					
44	7	2	481	72	11	3	1	44	5	1	22	15	7	8	8

自動車リサイクル法関係登録・許可状況

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

引取業者数 (登録事業所)	フロン回収業者数 (登録事業所)	解体業者数 (許可)	破砕業者数 (許可)
181	86	26	4

イ 公害対策

水質汚濁防止法や大気汚染防止法、県公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づき、特定事業場に対する立ち入りを実施し、排水の採水や燃料の抜き取りを行い調査等を実施、排出基準の順守状況の把握に努めています。

水質汚濁防止法に基づく特定施設からの排水に係る検査状況は下記のとおりです。

また、大気汚染に関して常時監視を行っており、光化学オキシダントに関しては、一定濃度以上になったら注意報を発令し、関係機関へ注意を呼び掛けています。また、平成 25 年 3 月から微小粒子状物質 (PM_{2.5}) に関しては、必要に応じて注意喚起を行うようにしています。

公共用水域の水質については、遠賀川水系 6 か所及び補助点 2 か所で、毎月採水し常時監視を行っています。また、地下水については、「水質汚濁に係る環境基準 (平成 9 年 3 月 13 日告示)」に規定された項目等について、調査を実施しています。

公害関係事業場数

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

事業場区分	対象事業場数
大気汚染防止法	350
福岡県公害防止条例	102
水質汚濁防止法	983
ダイオキシン類特措法	33
計	1,468

特定事業場排水検査状況

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

年度	検体数	適	不適
H24	101	99	2
H25	100	89	11
H26	108	100	8

公害・廃棄物関係苦情処理状況

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

公害の種類	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	不適正処理 廃棄物の	その他	計
24 年度	5	28	0	3	0	0	10	60	9	115
25 年度	9	56	0	0	0	0	5	64	6	140
26 年度	9	29	1	0	0	0	9	51	4	103